株式会社　レップワン

慶弔見舞金規程

本規則は、２０１８　年　1月　１　日から施行する（第三版）。

慶弔見舞金規程

第1条　（慶弔見舞金）

従業員が次の事由により慶弔見舞金を申請した場合、会社は、次の表のとおりに見舞金を支給する。この見舞金を受け取る場合、従業員は、事象発生より 7 営業日以内に会社所定の書式、もしくはメールにより会社に届け出、承認を受けなければならない。発生より 7 営業日以降の申請は認めない。また、慶弔見舞金は社会通念上の扱いにより、非課税とする。

	種類	対象者		支給内容
1	結婚祝金	勤続年数が満 1 年未満の者		10,000
		勤続年数が満 1 年以上 3 年未満の者		30,000
		勤続年数が満 3 年以上 5 年未満の者		70,000
		勤続年数が満 5 年以上の者		150,000
2	婚姻継続祝金	勤続年数が満 5 年以上の者のうち、同一配偶者との婚姻年月が満 10 年に達した者（10 年ごとに支給）		30,000
3	出産祝金	従業員又はその妻が出産したとき出産祝い金としてその産まれた子一人につき		30,000
		流産のとき見舞金として		5,000
3	弔慰金	本人	勤続 10 年以上の従業員	500,000
			勤続 10 年未満の従業員	150,000
		配偶者	勤続 10 年以上の従業員	150,000
			勤続 10 年未満の従業員	50,000
		親族	従業員の父母	30,000
			配偶者の父母	20,000
			既婚、未婚の子女。	30,000
			従業員の兄弟姉妹	10,000
			従業員、配偶者の祖父母	10,000

第2条　（会社役員の慶弔イベント参加について）

いかなる場合も参加参列しない。多様な文化、教義への対応必要性や意義を鑑み、従業員が呼ぶ/呼ばない、役員が出る/出ない のあいまいさをなくし、慶弔金の支給で統一するため。

（付　　則）

本規則は、２００９　年　１０月　１　日から施行する（第一版）。

本規則は、２０１１　年　４月　１　日から施行する（第二版）。

本規則は、２０１８　年　１月　１　日から施行する（第三版）。